

資料

アルトゥール・カウフマン論文集の紹介(7)

K・リューダーセン

刑罰に代わるべき他の手段

Klaus Lüderssen: Alternativen zum Strafen, Festschrift
für Arthur Kaufmann, 1993, S. 487-498

刑法読書会
上田健二監修
(紹介者・井上宜裕)

クナルト大学正教授に就任、現在に至っている。

本論文は、三つの章からなる。まず、第一章では、著者のいう「世俗化 (Säkularisierung)」という観点から、刑罰の代替可能性について論じられる。著者リューダーセンは、一九三一年生まれで、一九七一年にフラン

刑罰に代わるべき他の手段

同志社法学 四九巻1号 1997 (五六五)

Ⅱ章では、前章の考察を受けて、実体法および手続法のモデルが提示され、最後に、第Ⅲ章で、法政策上生じる原則的諸問題について検討が加えられている。

以下、本論文を要約して紹介する。なお、「」内は紹介者が補つたものである。

I 出発点

そこには我々が刑罰について考える際に改めて考え方直さなければならない多くの問題が提示されているといえる。

また、著者は、現行刑法の大部分を社会介入法へ移行させようとするが、それと同時に、移行の限界点として、なお純粹に刑法上の問題として残るものがある」とも指摘している。その上、著者は、刑法でしか扱えないとされる問題のうち、抽象的危険犯と「態度統制(Verhaltenskontrolle)」の問題をそもそも

刑罰は効果がなく非人道的である。この理解がすでにどれだけ広く行き渡っているかを立証するのは容易ではない。全体像は決して明らかではないが、私の推測するところでは、刑法に専門的にかかわりあう人達は、「(他の) 住民」よりもっと早くからこの理解に傾いている。いずれにせよ、この理解がいかに正当でありうるか、また、この理解からいかなる必然的帰結が導かれるかについて追究する十分な動機がある。

危険犯と「態度統制(Verhaltenskontrolle)」の問題をそもそも刑法で扱う必要のない問題として排除する。すなわち、ソルジャー的に本來的に刑法が扱うべき問題は何かが著者によって明らかにされていて。これは、単に著者のモデルの提示にとどまらず刑法の拡大傾向が顕著である今日の状況に対する警告の意味も含るものである。

これらの点を踏まえるならば、著者のいう「社会介入法」の具体的内容および「公共性」概念が不明確である点を差し引い

展の解釈とそこから引き出された——規範的な——諸帰結の間に明確な限界が設けられないことから、しばしば批判されうる。しかし、歴史的に論証する者は、いまやこの問題から逃れるこ

とはできず、逃れようともしていない。規範的解釈もしくは要求が孤立した形で掲げられるか、それとも、それが（諸觀念、社会的諸構造もしくは諸々の純然たる事実に関連づけられた）歴史的な線に従つている」とが示されうるのかが、まさに相違点である。」の点について、人は誰もが現在の問題に対して多少とも意識的に歴史的連関において考えるのであり、私には」のことから逃れることはできないように思われる。

現在我々がおかれている歴史的状況は、私の考えでは、刑法の世俗化 (Säkularisierung) がまだ完結していないと解釈されるだけであるが、多くの者は」の世俗化の手続に対しても新たに、そしておそらく最後の一撃を加えるように迫る。」に、まさにあの問題をはらんだ経験的仮説と規範的公準の混和 (Mischung) があぬ」とは、私には明らかである。

私が考える世俗化は、まず第一に「公共性 (Allgemeinheit)」概念の創設を意味している。「公共性」の名において刑罰要求が生じるが、それはもはや「国家理性 (Staatsraison)」と同一ではない。」ことは強調されなければならない。ところは、一八世紀の「啓蒙主義 (Aufklärung)」は」の点に触れることがなかつたからである。一八世紀の「啓蒙主義」は、無意識の「うち」、ある「は」、国家理性の絶対的概念によって近代的啓蒙の目標が貫徹されもすると考えたために、」の点に触れなかつたのである。一方で、国家的もしくは公的な「刑罰要求」の民主主義的で自由主義的な理解は、法益保護の外にある訓育の利益 (Disziplinierungsinteressen) にいがなる余地も残らない。公的刑罰権の基礎を」のように還元し、それを真摯に受け止めるならば、もはや応報 (Vergeltung) や贖罪 (Sühne) と」った絶対的な刑罰目的を入れる余地はない。もちろん、開始はされたが、しかしまだ完結していない世俗化と直接結びつくことによつても、同様の帰結に到達しうる。応報や贖罪は進歩した社会における先祖返りであり、他の点 (例えば、福祉事業) における」の社会の精妙さ (Raffinesse) とまつたく相容れないものである。しまや、議論の余地があるのは、理性的な目的を追求する刑罰である。

保安 (Sicherung) と威嚇 (Abschreckung) はたしかに合理的に跡づける」とがやむ田的であるが、」これらは憲法上の疑惑に直面する。より詳細に見れば、さらにその合理性に裂け目すらあるのがわかる。これらの目的について経験はほとんどない。——後続の犯行を抑止する」という意味での——合目的性は決して証明されず、反対の症候 (Kontraindikationen) すらある。

いわゆる積極的一般予防〔論〕はあらゆる異議を回避できる

と考えているが、それは誤りである。ある人間を処罰すること

が、住民の法的忠誠の重大な侵害を防いだり、法が不可侵であ

ることおよび犯罪的な攻撃から法秩序が保護されることに対す

る住民の信頼が動搖するのを阻止するのに適しているといった

ことは、決して証明できる」とではない。ひとたび少なくとも

検証可能な仮説を立てようとすれば、ただちに、住民の間で刑

法が妥当しているという感覚を処罰が実際に強化するか否かと

いう問題は、もう一つの問題を含んでいることがわかる。すな

わち、そこには、住民は刑罰にそもそも何を期待しているのか

という問題が包含されているのである。刑罰は報復であるべき

か、それとも再社会化であるべきか。答えがどうであるかに応

じて、刑罰が形成されなければならない。事態を直視すれば、

絶対的刑罰論のような目的のない制裁はますます理解が得られ

ない、ということに帰着する。また、刑法を規範の安定化とい

う機能に限定しようとする論者も、他の刑罰目的が循環論に

陥っているその位置を少し押しづらすことができるだけであり、

それより先に進むものではない。」のような問題状況において、

現状回復（Wiedergutmachung）および再社会化（Resoziali-

ければならないだろう。

再社会化に対しても、何の効果もないという経験上の異議や、再社会化という刑罰目的は自由および人間の尊厳と調和しないという規範的な異議がある。

もつともこれらの異議を論破しようとすれば、再社会化のもつ刑罰的性格を廃止した上で、憲法上の疑義を生ぜしめないよう理解すると「ことになるだろう。また、現状回復も刑罰ではない。

したがって、最終的に構想されるのは刑罰の端的な廃止である。これは、一見そう見えるほどにラディカルではない。一九世紀ヨーロッパの改正運動によつて開始された死刑および身体刑の廃止は、自由刑が廃止されたなら生じたであろうほどの深刻さに劣らぬものであった。また、なお存続している罰金刑は別個に論じられなければならないだろう。私は、あえて次のことを予告しなければならない。すなわち、罰金刑しかもたない刑法システムは公的刑罰の本来の汚点をすでにぎ取つてしまつてゐるであろうし、重大な利益侵害との国家的、社会的な交渉において目的合理性と自律性の保障に努める他のシステムと融合するには、もはや問題はないであろう、といふ」とある。いやれにせよ、独自の国家理性に余地を残さない公共

性概念からすれば、被害者の保護しか問題となりえないことになる。たしかに、国家もまたその機能が侵害される場合には「被害者」となりうるが、それは国家理性のロジックとはまったく別のものである。かくして、刑法は（もはや）独自の不法概念を掲げる」とはできず、統一的不法概念を基礎とした最終的手段（ultima ratio）でしかありえないという帰結に至る。

それによると、他の法領域が「拒絶する」ところに手を出す、刑法の大衆的社会倫理はもはやあってはならないのである。にもかかわらず刑法の大衆的社会倫理を要求する者は、刑罰のこの種の特殊な管轄が古い国家理性を前提としている」とがよく分つていいのである。そこから真に訣別しようとするのであれば、刑法を厳格に従属性なものとしなければならない。刑法の「独自性」は格上げ（Steigerung）に尽きる。すなわち、原則として他の法秩序も配慮する格別に重大な利益侵害について、特別の帰属要件に結びつけられた特別の法的効果が予定されるところである。この法的効果がもはや刑罰でありえないのであれば、おそらくは「社会介入法（Soziales Intervention-srecht）」と呼ばれるような新しい法領域が成り立つという帰結しかありえないであろう。

現行刑法の大部分を直ちにこの社会介入法に移すことができ

よう。あきらかに依然として純粹に刑法的な問題が残っているところでは、この移行は限界に達するようみえる。すなわち、潜在的被害者を念頭に置く必然性、抽象的危殆化犯罪、公共に対する犯罪、重大な殺人および暴力犯罪との交渉、「態度統制（Verhaltenskontrolle）」の一般的問題がこれに属する。

刑法がこれらの問題をこれまで他の法領域に移さなかつたのは、後者が手形を刑法宛に振出すのが困難なところにあつたからだというが、私のテーゼである。この可能性を遮断する思考実験を行うならば、穴埋めのために他の法領域が創造力を發揮するであろうという連想が生じる。私見によれば、ここには、高められないポテンシャルがある。このポテンシャルが高められないのは、他の法領域の論者がこれについて考えることを、刑法の存在が妨げているからである。

かく大まかに選別すれば、あきらかに純刑法的である諸問題のうち、いくらかのものはすでに刑法の正当化可能性に耐えないとしう」とが、この思考実験によって示されるだろう。抽象的危殆化犯罪や、刑法は「態度統制」の任務をもつという考え方がこれに当たる。その他の点では、刑法から発生したがもはや刑罰的性格を担っていない、原状回復および再社会化という目的が、他の法領域、とりわけ公法から広がった損害予防ある

いは損害の局限化に関連づけて理解されていれば十分だろう。

ないというのが必然的な帰結となる。

II モデル

1. 実体法

(a) 抑止

ここでは、とりわけ利益侵害の帰属のための要件を個別的に明確にし、純化することを考えなければならない。個別化的主義にとつてもはや刑法を指示することができないならば、それは他の法領域を通して実現されなければならない。そこでは、刑法の精緻な帰属解釈論があらたな位置価値を獲得する。

刑法から派生した、より効果的な個別化的帰属解釈論を他の法領域に移すことは、他の法領域でどのみち可能である法的効果を凌駕するような法的効果がこれに結びつく場合に格別の意味をもつ。その際、損害賠償について、「標準的民法における(im normativen Zivilrecht)」債務より多くの損害賠償がありうるかという問題が、大いに注目される。

現状回復とは別に、——それだけでは明らかに不十分な場合に——加害者に対する再社会化作用がある。前述のように——それが決して刑罰ではありません、またあつてはならないとすれば——、再社会化の社会法というものが成り立たなければなら

(b) 予防

ここでは、あらゆる種類の損害予防を拡充することが重要である。ここでは、すべての法領域が問われている。経済法からは「混合経済 (Mixed-economy)」モデルを継受することがあります。その例として、カルテル法や薬事法における許可実務がある。環境法については、環境法学者によって刑法の効率の悪さが指摘されるが、その指摘は環境法学者自身に跳ね返ってくる。つまり、行政法および警察法上の用心深さは、まさに刑法が頼りとされていることで説明できる。

2. 手続法

従来の（非刑法的）実体法を補充するこのモデルの有効性は、裁判上の証拠調べの義務を強化し、その可能性を改善することによって確保しなければならないだろう。たとえば、民事訴訟法は、「裁判所（裁判官）の命令および義務に関する」以下に挙げる各条でその基準点を提示している。〔口頭弁論に関して〕第一三九条【裁判官の釈明義務】、第一四一条【本人の出頭命令】、第一四二条【文書提出命令】、第一四三条【記録の提出命

令】、第一四四条【検証、鑑定人】、〔証人尋問に關して〕第三九〇条【証言強制】、第三九六条【事件に關する尋問】、〔書証に關して〕第四二五条【提出命令】、〔当事者尋問に關して〕第四四八条【職權による尋問】、〔婚姻事件に關して〕第六一六条

【職權探知主義】など。

民法の活性化と刑法の負担軽減への重要な一步は、おそらく一方では民事訴訟法第一四九条〔裁判所は、訴訟の進行中に可罰行為の疑いが生じ、その調査が裁判に影響するとき、刑事手続の終結に至るまで弁論を中止すべきことを命じることができる。〕の廃止であり、他方では刑事訴訟法第二六二一条第二項〔しかしながら、裁判所は、審理を中断し、民事の訴を提起するために利害関係人のある者に対しても期限を定め、または民事裁判所の判決を待つことができる。〕の強行法規への転換であろう。

最大の問題は、共同体を害する行為に關連して生じる。すでにここで、刑罰の代替手段では部分的解決しか問題でありえないといふことが指摘されうる。この問題については、すでに存在している民衆訴訟の制度ができるよ。さらに、民事手続における超個人的な利益の擁護についての学説も示唆に富む。

刑罰に代わるべき他の手段

III 法政策上の原則的諸問題

他の諸介入のために刑罰を廃止することが、必ずしも私刑の不安をかき立てるとは限らない。刑罰を廃止しても、国家による保護がなくなることはない。それは、他の次元に移されるにすぎない。国家は、この次元においても同様に法治国家的である。刑罰を撤退させることで必然的に生じる異議、すなわち、

——まさに刑法との関連で展開された——特別の「保護形式」も刑罰とともに放棄されることになるという異議は、したがつて通用しない。損害防止法において、附加的な強制権限が創設されなければならないのであれば、当然のことながら、一般的に達成されている法治国家的標準に対応した予防措置が講じられなければならない。そこでは、とりわけ裁判官による統制が重要である。なぜ刑事手続と刑法だけが法治国家性の番人であるとされるのか、私はいまだかつてこのことが洞察できていなさい。

私は、次の問題がはるかに深刻だと考える。すなわち、考慮に入れられる社会介入法は、たしかに刑罰の特殊な非人道性を回避するが、しかし一般的に自由を制限するということである。このことを突き詰めて考えるならば、隅々まで行き渡った予防

的警察国家の像が現れる。仮に予防的警察国家が法洽国家的で穏やかなものであっても、なお残っている自由の制限は大きな重荷である。もちろん、第Ⅱ章で提案されていることとこの見方との間には、なお大きな隔たりがある。しかし、刑罰こそがその他の国家社会的生活においてより多く自由をもたらす機能を持つというのは、奇異な考えではないのか。もつとも、私は、アメリカの刑法理論との対話において、全くそのように考えることもできるという印象を持った。アメリカ社会は、まさに犯罪化した階級が存在するという意味で、自由な社会のコストとして犯罪の現存と折り合いをつけたと言われる。アメリカの同僚は次のように述べる。すなわち、我々は、この犯罪化の原因が正当化されないということを知っているのだから、大がかりで強力な社会政策によってこれに対抗することもできる。しかしながら、この社会政策に必然的に伴うであろう自由の喪失は——刑罰の不正義と比較して——より大きな悪であろう、と。

この問題がここまで極端に押し進められなければならないことは、私には分からぬ。しかし、仮にそうするにしても、社会介入法がもたらすであろう何らかの自由制限を甘受することの方が、人を閉じ込める決断よりもたやすくないのかは、私にはいまなお確信がもてない。論証はいまや刑罰の

有効性についての疑念から離れ、刑罰の非人道性が念頭に置かれているにすぎないと考えられるかも知れない。しかし、この見方は間違っている。いまではもはや、もう一つの効果考慮しか議論に投入されていない。すなわち、刑罰は個々の場合に決して予防機能をもたないとしても、それでもなお全体としてはある社会の自由維持をコントロールすることができるといった考慮がそれである。私は当初は憂慮すべきことだと考えたのが、いざというときには刑法があるので法秩序の非刑法的な部分はある種の寛容さを發揮することができるというのは、最終的には適切な診断であるように思われる。

実際、どのような社会が望まれているのかといふきわめて根本的な決定が、ここで下されなければならない。しかし、それがなされるまでは、両極端の立場（一方は監視國家（Überwachungsstaat）、他方はその問題の一部を刑法に転嫁していける自由社会）をある種の調整へともたらすことができないかを熟慮すべきであろう。現時点では、刑法を制限し、——それに応じて——他の諸法領域の効果を改善することで十分だろう。すでに示されたように、なお他の法領域を動員することでできることだけでは、刑法が取り組む若干の問題が解決困難なまま残っている。刑事手続において増大する被害者の特徴づけ

(Profilierung) や了解の確立とともに、すでに刑法では、どのみちいくぶんは民事化する展開が始まっている。この展開がこれまで刑法において解決されていた諸問題を他の法領域に移す傾向があるとしても、この傾向がいまやさらに促進されなければならぬ」とは言われていない。

私の提案は、いわば、複線的になされるべきであろう。すなわち、一つは、「公共性」の適切な概念をよく考えた刑法および刑事手続法の改正であり、もう一つは、刑罰に特殊な非人道的な諸要素の撃退および他の法領域における捕捉機能の同時的調整である。これに伴う「刑法から他の法領域への」移行がどこで限界に達するかは、いずれ明らかになるであろう。